

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう!!—

第2号（平成15年3月）

豊能町住民生活部環境課

豊能町役場環境課 Tel 739-0001（代表）

739-3419（直通）

清掃事務所 736-1190（直通）

平成15年度より

『容器包装プラスチック類』

『その他プラスチック類』

の収集日が変わります。

平成15年4月より容器包装プラスチック類・その他プラスチック類の収集日が下記のとおり変更となります。

排出時は、再度日程を確認の上出し間違いのないようご注意ください。

【変更前・平成14年度】

容器包装プラスチック類

毎月 第2・4週



【変更後・平成15年度】

毎月 第1・2・4週

その他プラスチック類

毎月 第1・3週



毎月 第3週

毎月第1週の収集品目が変更しました。

～資源紙類・古布類の正しい出し方～



現在、回収している資源紙類(特にその他紙類)について個人のモラルが問われています

お菓子等の空き箱を開かずそのまま出されています。

開けてみると

長靴
生ゴミ
空き缶

が入っていました。

～空き箱を出すときは、必ず開いてから出してください。～

※ その他紙類の排出時にお菓子・ティッシュ等の空き箱を利用した場合は、必ず押しつぶして十字結束で排出してください。それ以外は、原則として空き箱を開いて排出してください。空き箱を利用する際は、異物の混入がないように十分注意してください。

資源紙類

- ルール① 空き箱は必ず開いてください。
- ルール② 箱の中に異物（資源紙以外のもの）を混入しないでください。
- ルール③ 排出時は必ず十字結束してください。
(雨天時も同様で、袋等に入れないでください。)

➡ 上記のルールを守らない場合、回収できませんのでご注意ください。

古布類

- ルール① 必ず透明または乳白色の半透明袋で排出してください。
- ルール② 雨天時は中身が濡れないようにしてください。

➡ 上記のルールを守らない場合、回収できませんのでご注意ください。



ごみの出し方が紛らわしいもの

～問い合わせの多い事例～

- ① ふとん類・座布団・灯油ポリタンク・ホース（ドラム式）
クッション（大）・まくら（大）・ぬいぐるみ（大）などで袋に入らないものはいつ出すの？
➡  **粗大ごみ**
注意！ 必ず不用品と張り紙を…
- ① 使い捨てカイロ・簡易アルミ製容器（鍋焼きうどん・ポップコーン等）
ぬいぐるみ（小）・まくら（化学繊維製）はいつ出すの？
➡  **不燃ごみ**
- ① 保冷剤・乾燥剤・カバン・靴・革ジャンパー・まくら（そばがら製）はいつ出すの？
➡  **可燃ごみ**

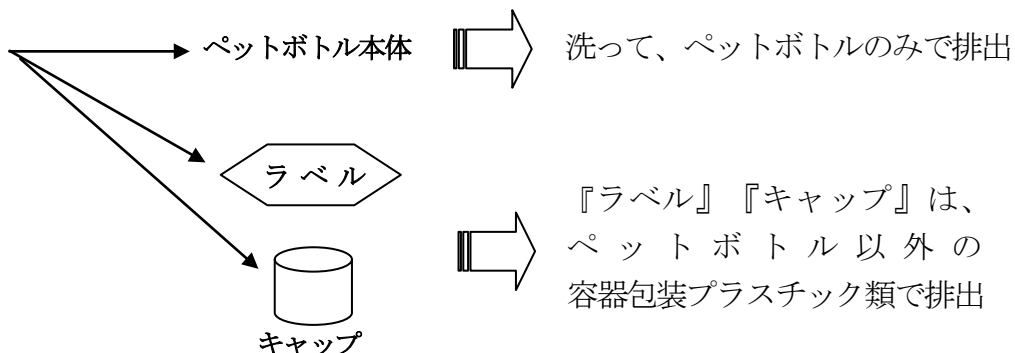


容器包装プラスチック類の正しい分け方

容器包装プラスチック類の回収日には、

『ペットボトル』と『それ以外のもの』とに分別して排出してください。

ペットボトル



ペットボトル以外のもの

各種食料品の包装用袋・生鮮食品などのラップ・カップ麺の薄い外フィルム・ペットボトルのラベル・キャップなどは、ペットボトルと混ぜないで、別の透明袋（又は乳白色の半透明）で排出してください。

生ごみ処理機を適正に管理していますか



家庭用生ごみ処理機には、大きく分けて2種類（乾燥式・バイオチップ式）があります。それぞれの機種の特性に合わせて、付属の取扱説明書をよく読み適性に使用してください。

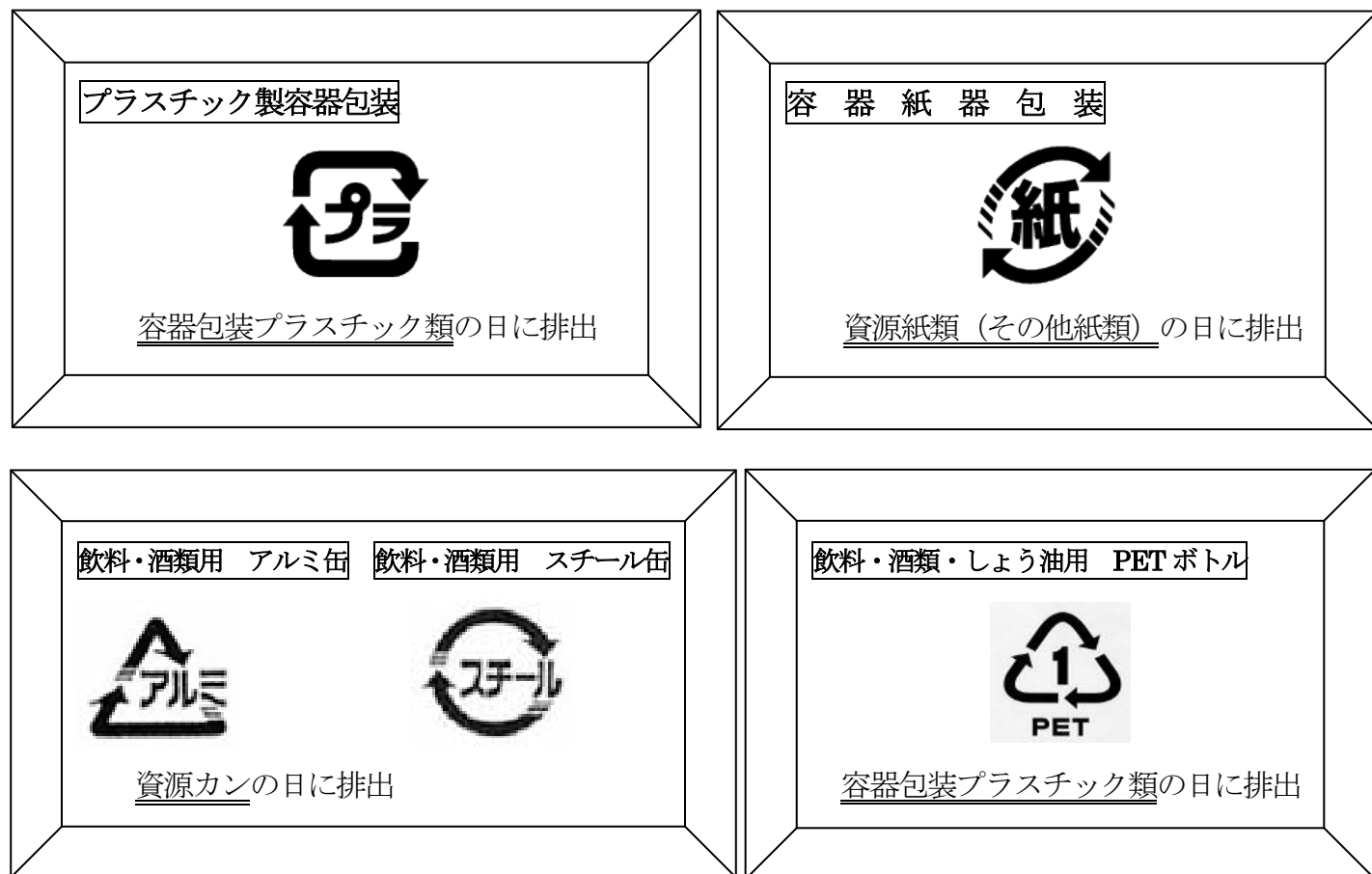
使用上の留意点

- ①電源を切らない。
- ②生ごみは、水分を十分除いてから投入する。
- ③殺菌性のある生ごみ（竹の皮等）は投入しない。
（生ごみを分解するバクテリアが死滅する恐れがあります）
- ④大きい生ごみは、できるかぎり小さくして投入する。

ご存知ですか？ いろいろな識別マーク

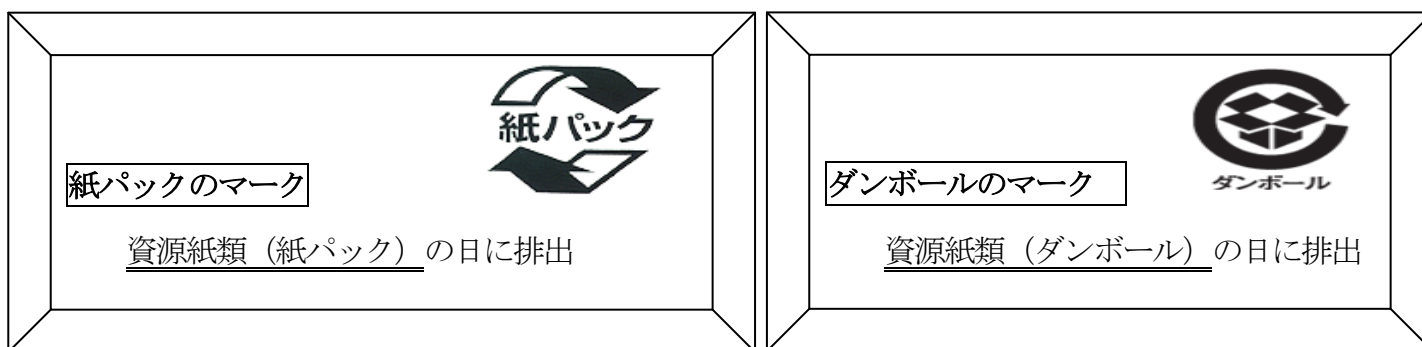
識別表示義務されたマーク

飲料・酒類用のアルミ缶やスチール缶及び醤油のペットボトルには以前から識別表示が義務化されていましたが、平成13年4月からはプラスチック製容器包装・紙製容器包装も識別表示が義務化されました。



自主的表示

飲料・酒類用紙パック（アルミ不使用）とダンボール製容器包装は識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し表示することになっています。



※以上に示した識別マークを分別の参考にしてください。また、分別の際に不明な点等がありましたらお気軽に環境課までお問合せください。